

長久手ならではの「景観まちづくり」を、みんなの手で

長久手市景観計画 【景観形成基準編 概要版】



2019（令和元）年 長久手フォトコンテスト応募作品 タイトル「夏の終わり」

目的

長久手は、香流川、長久手古戦場、愛・地球博記念公園（モリコロパーク）、東部丘陵線（リニモ）等の長久手独自の景観資源が分布し、それらが地域の営みと積み重なって、他都市にはない特色ある景観を形成しています。

その特色ある長久手らしい景観を守り・育み・創造するため、「市民」・「事業者」・「行政」が役割分担をし、それぞれの主体的な取組を促進し、協働して取り組む景観づくりの方針・施策・規制等の方向性を示した景観計画を定めます。

事業者のみなさまへ

この計画を推進していくうえで、市民と事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに協力し合いながら景観まちづくりを進めることが重要です。

事業者のみなさまには、本市が計画で定めた景観施策の実施に協力していただくとともに、事業活動の実施にあたり積極的に良好な景観形成に寄与するよう努めてください。

景観計画区域

市全域を景観計画区域とします

景観形成に関する基本方針

長久手らしい景観まちづくりの目標「みんなの協働まちづくり」の実現を目指し、景観形成の取組の基本方針を設定します。

基本方針 1

市民・事業者・行政の協働による景観づくり

基本方針 2

歴史をふまえた将来に向けての景観づくり

基本方針 3

“まち”と“さと”のコントラストが感じられる景観づくり

基本方針 4

水と緑の景観づくり

基本方針 5

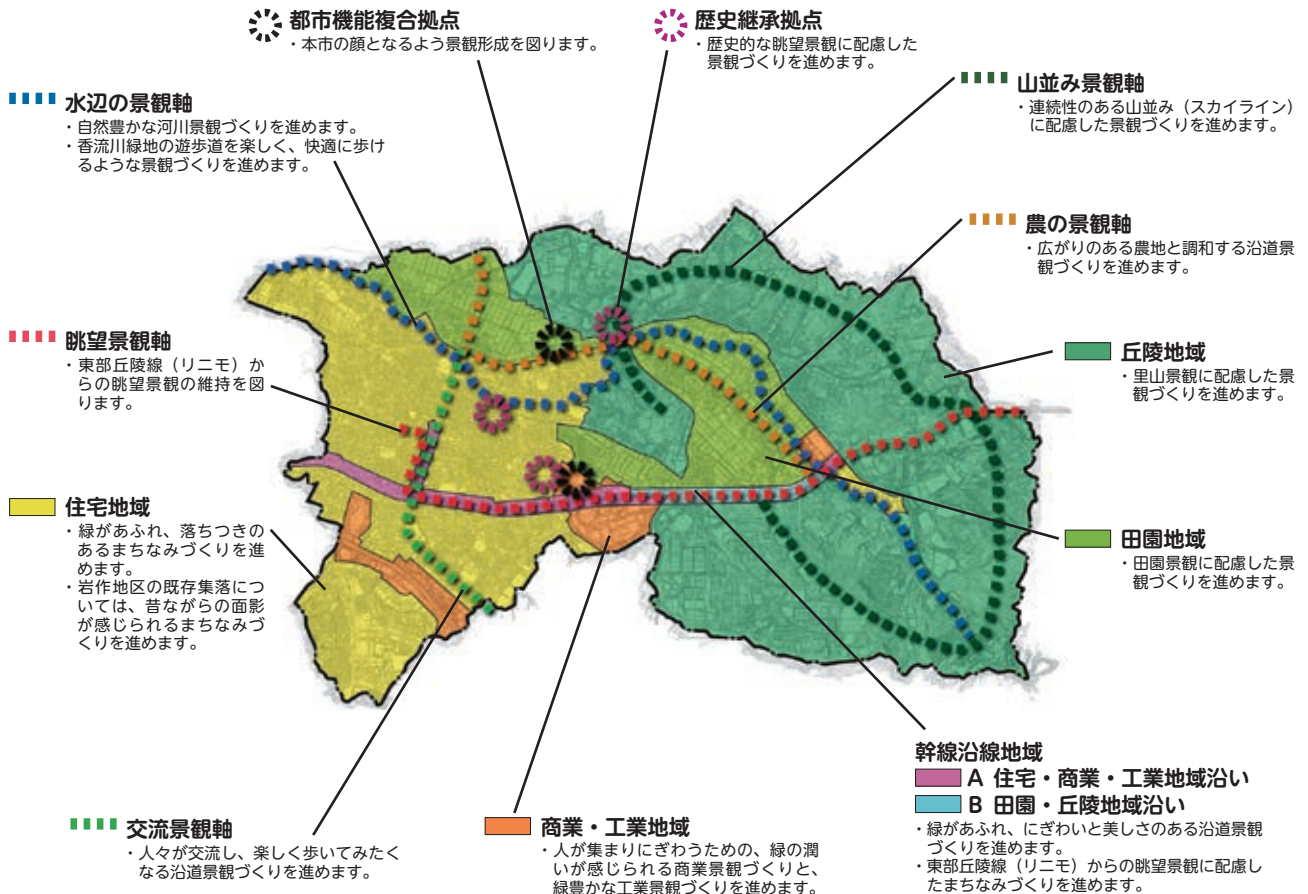
日々の暮らしが映え、歩きたくなる景観づくり

基本方針 6

長久手らしさが感じられる景観づくり

要素ごとの景観形成の方針

景観形成に関する基本方針を実現化するために、「2つの景観拠点」、「5つの景観軸」及び「5つの景観地域」に分け、要素ごとの景観形成の方針を設定します。



行為の制限

長久手にふさわしい良好なまちなみ景観の形成を進めるため、景観に大きな影響を及ぼすおそれがある大規模建築物等について、沿道緑化の推進や周辺と調和の取れた形態色彩等の良好な景観の誘導を図るべく、建築物や工作物の形態意匠等の景観形成基準を定めて届出対象とします。

対象行為の届出

届出対象行為については、市への届出が必要となります。詳細については5ページの届出フローを確認してください。

届出対象行為

建築物や工作物の開発行為等については、市全域において、景観に与える影響の大きい一定規模以上の行為を対象とします。

届出対象行為		対象規模	イメージ図	備考
建築物	新築、増築、改築または移転	・ 高さが 10m を超える、または建築面積が 500㎡を超えるもの		
	外観の変更を伴う修繕もしくは模様替または色彩の変更	・ 高さが 10m を超える、または建築面積が 500㎡を超えるもの、かつ各立面の変更部分の見付面積が当該立面の見付面積の 3分の1 を超えるもの		
工作物	新築、増築、改築または移転、外観の変更を伴う修繕もしくは模様替または色彩の変更	・ 高さが 15 m を超えるもの ・ 建築物と一体となって設置されるものは、その高さが 5 m を超え、かつ当該建築物の高さとの合計が 15 m を超えるもの		通常の維持管理や設備更新等の軽微な変更は除く
	擁壁、柵、塀	・ 高さが 5 m を超えるもの		
	高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの	・ 高さが 5 m を超えるもの		
	橋りょう、歩道橋その他これらに類するもの	・ 延長が 10 m を超えるもの		
	太陽光発電設備の設置または交換	太陽光発電設備 ・ モジュールの合計面積が 1,000㎡を超えるもの		
開発行為		・ 面積が 1,000㎡を超えるもの		

特定届出対象行為 [形態や色彩等 (形態意匠) の基準に適合しないと変更命令の対象となる行為]

景観形成基準

長久手の多様な景観特性を大きな建築物等からの影響を避け、それぞれの地域で良好な景観形成の推進を図るとおり定めます。

項目		地域	
		住宅地域	商業・工業地域
建築物	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●道路に面して樹木を植栽する。 ●緑地はできる限り道路から望見できる位置に設置する。 	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史継承拠点に位置づけている長久手古戦場(古戦場公園)、御旗山、色金山を相互に望む眺望を阻害しないよう努める。 	—
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成するよう努める。 	
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ●できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とするよう努める。ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃 ●できる限り現況地形を活かし、長大な擁壁が生じないように努める。また、できる限り、擁壁前面が擁壁面への緑 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●主要な色彩は、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。 ●色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えないものとする。 R(赤)及びYR(橙)の色相は、彩度6以下 Y(黄)の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下 (自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない) ●アクセントカラー(主要な色彩を補完するために使う色)の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。 ●アクセントカラーの使用に際しては、見付面積の5%以内とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●主要な色彩は、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。 ●色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えないものとする。 R(赤)及びYR(橙)の色相は、彩度6以下 Y(黄)の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下 (自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない) ●アクセントカラー(主要な色彩を補完するために使う色)の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。 ●アクセントカラーの使用に際しては、見付面積の10%以内とする。
	付属設備	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外や屋上に設ける設備は、道路等の公共空間から見えにくい場所へ設置するよう努める。やむを得ず設置す 	
工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> ●周囲のまちなみや山並み、樹木等の自然資源等の状況を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねな 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺のまちなみとの調和に配慮した色彩とする。 	
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ●経年変化による退色や汚損を考慮する(自然素材は除く)。 ●光沢のある素材、反射性のある素材の使用は避ける。 	
	太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ●目立たない場所への配置や周囲を植栽で目隠しする等、周囲から見えにくくなるよう努める。 ●太陽電池モジュール(パネル)は、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。 ●太陽電池モジュール(パネルのフレーム)は、低反射のものを使用する。 	—
開発行為	形態	<ul style="list-style-type: none"> ●法面や擁壁は圧迫感を与えないように形態意匠を工夫し、緑化に努める等、周囲の景観との調和を図る。 	

るため、「住宅地域」「商業・工業地域」「幹線沿道地域」「田園地域、丘陵地域」ごとに景観形成基準を以下の

幹線沿道地域		田園地域、丘陵地域	備考
商業・工業地域沿い	B 田園・丘陵地域沿い		
		<ul style="list-style-type: none"> ●道路に面して樹木を植栽する。 ●緑地はできる限り道路から望見できる位置に設置する。 ●敷地内の既存樹木は、できる限り保全する。ただし、やむを得ず既存樹木を保全できない場合は、できる限り敷地内に移植し、伐採は必要最小限にとどめるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ランドマークとしての役割を果たす建築物等で、景観審議会等の意見を聴いて市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りではない。
—	—	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の田園風景や里山景観に配慮した高さとする。 ●歴史継承拠点に位置づけている長久手古戦場（古戦場公園）、御旗山、色金山を相互に望む眺望を阻害しないように努める。 	
連続性を意識し、まとまり形成するよう努める。に配慮して、大きな面を構う分節に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の田園風景や里山風景との調和に配慮し、まとまりある景観を形成するよう努める。 ●周辺の景観に配慮して、大きな面を構成しないよう分節に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の田園風景や里山風景との調和に配慮し、まとまりある景観を形成するよう努める。 	
っている場合はこの限りではない。化を行うよう努める。		<ul style="list-style-type: none"> ●できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とするよう努める。ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。 ●できる限り現況地形を活かし、長大な擁壁が生じないように努める。また、できる限り、擁壁には自然石を用いたり、壁面前面か擁壁面への緑化を行うよう努める。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●主要な色彩は、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。 ●色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えないものとする。 R（赤）、YR（橙）、Y（黄）の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下 （自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない） ●アクセントカラー（主要な色彩を補完するために使う色）の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。 ●アクセントカラーの使用に際しては、見付面積の5%以内とする。 		
る場合は、建築物と一体的な意匠の目隠しや緑化により見えないよう配慮する。			
いよう努める。			
	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の田園風景や里山風景との調和に配慮した色彩とする。 		
—	—	<ul style="list-style-type: none"> ●目立たない場所への配置や周囲を植栽で目隠しする等、周囲から見えにくくなるよう努める。 ●太陽電池モジュール（パネル）は、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。 ●太陽電池モジュール（パネルのフレーム）は、低反射のものを使用する。 	

色彩基準について

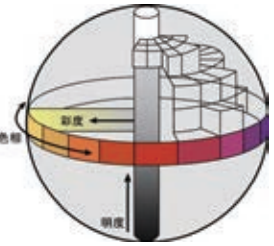
マンセル表色系

マンセル表色系とは色を表す3属性（色相・明度・彩度）、色立体にもとづく色の数値表現の一つです。その数値を“マンセル値”と呼び、色を定量的に表す時はこの値が広く用いられています。

マンセル表色系ではひとつの色彩を“色相”、“明度”、“彩度”という3つの属性の組み合わせによって表現しています。

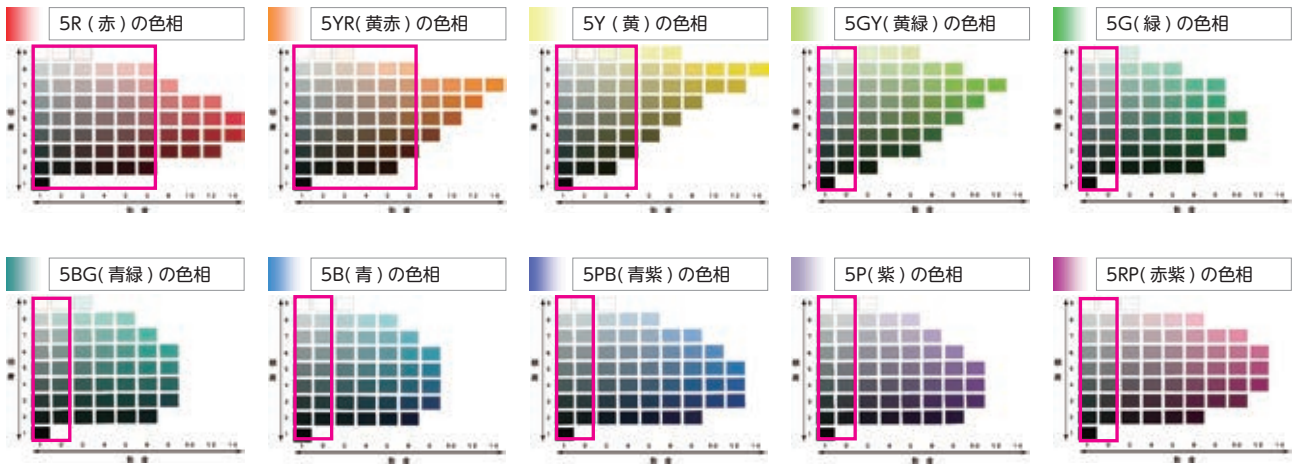


マンセル色相環



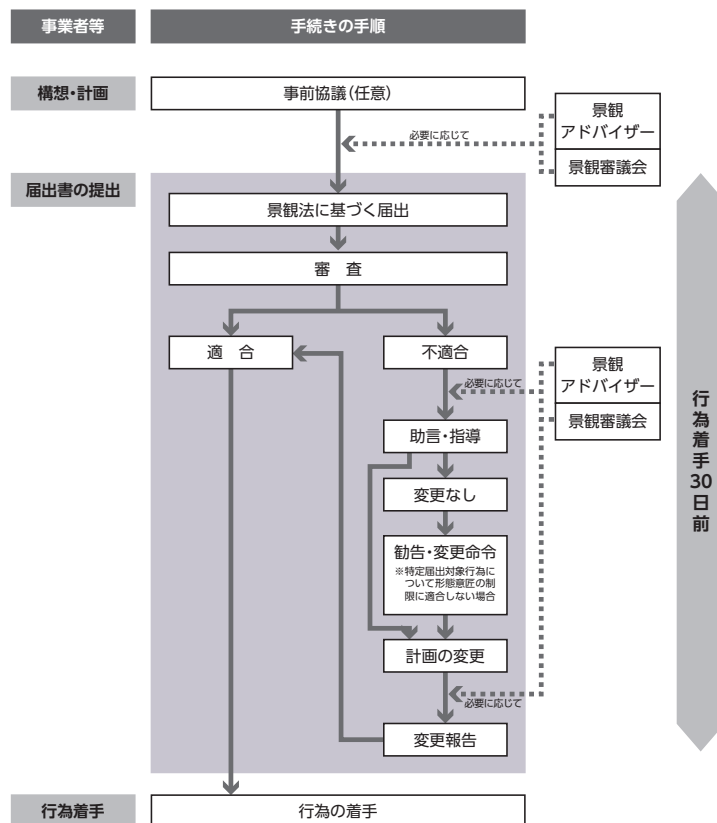
色相・明度・彩度

色彩基準のカラーチャート（住宅地域・商業・工業地域・幹線沿道地域（A）の場合）



届出フロー

届出対象となる建築等の行為については、行為の着手30日前までに市へ届出が必要になります。



屋外広告物における規制誘導

屋外広告物は、まちのにぎわいを演出する一方、色彩や規模によっては良好な景観の阻害要因になります。

また、必要以上の野立看板等、屋外広告物の乱立によって景観を阻害していると、市民アンケート・市民ワークショップでも多数の意見が寄せられています。

そこで屋外広告物の表示及び掲出について、愛知県屋外広告物条例に基づき規制誘導を図っていくとともに、さらに景観法に基づく行為の制限に関する事項^{*1}を以下に定め、良好な景観形成を図ります。



屋外広告物の景観形成基準

歴史・自然・活力等、都市の風格やにぎわいを演出する美しさを持った屋外広告物の誘導を図るため、以下の事項に配慮してください。

屋外広告物の景観形成基準	
規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の敷地内に納め、複数の屋外広告物はコンパクトに集約化する。 ・建築物の規模や周辺のまちなみと不調和な規模とならないよう配慮する。 ・同一内容の屋外広告物を連続して表示しない。
設 置 位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の見通しの保全に配慮し、極力低層部に設置する。
立地条件への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財をはじめとする歴史的資源等の景観形成上重要な施設の隣接地にあっては、当該施設が醸し出すイメージを損ねないよう、掲出位置に配慮する。 ・東部丘陵線（リニモ）の車窓から見える場所に設置するものにあつては、車窓景観の保全に配慮する。 ・自己用外の屋外広告物を設置しない。
色 彩 ・ デ ザ イ ン	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物のデザインや色彩、素材等との調和を図り、統一的なデザインとする。 ・彩度6以下の控えめな色彩を用いるとともに、3色程度とする。 ・全国共通のデザインやコーポレートカラー^{*2}であっても、彩度6を超える場合は、図と地を反転させる、切り文字とする等の配慮をする。 ・写真等誘目性の高いものの設置は控える。 ・蛍光塗料、発光塗料その他これに類するものは使用しない。 ・自動車運転者等の距離感や平衡感覚を惑わすデザイン（渦巻き模様等）は使用しない。
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・素材の選定にあたっては、耐久性やメンテナンス、経年変化を考慮する。
照 明 装 置 等	<ul style="list-style-type: none"> ・激しい点滅を伴う照明装置、過度な明るさの照明装置は設置しない。 ・音声を伴う屋外広告物は設置しない。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルサイネージ、プロジェクションマッピング等、新技術を活用する屋外広告物については、事前に市と協議を行うこと。

※1 景観法第8条第2項4号イ ※2 企業や団体等の組織を象徴する色をいう

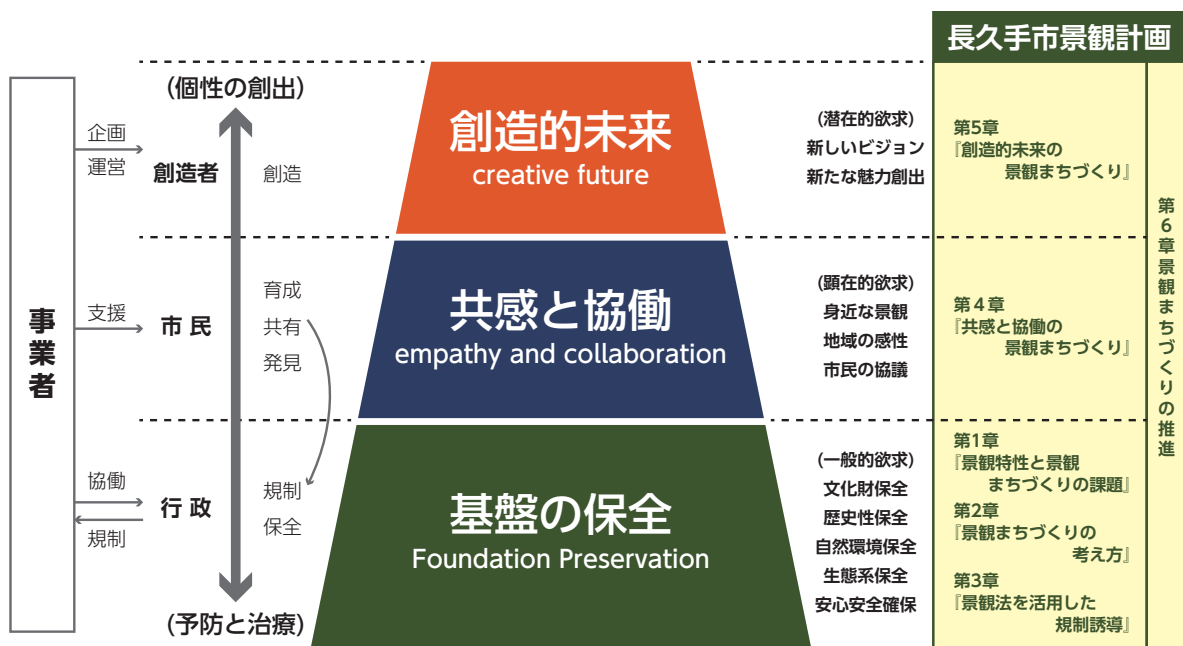
景観まちづくりの全体像

景観まちづくりは、大きく「**基盤の保全**」、「**共感と協働**」、「**創造的未來**」の3段階に分かれると考えられます。

「基盤の保全」…文化財保全、歴史性保全、自然環境保全、生態系保全、安心安全確保の観点で行われ、今ある景観資源を保全したり、規制により維持したりするような、景観の予防と治療をしていくような取組を「基盤の保全」とします。

「共感と協働」…身近な景観、地域の感性、市民の協働の観点で行われ、誰かが景観資源を発見し、その価値を共有できる仲間が集まり、景観を育成していく取組を「共感と協働」とします。
また、地域住民のまちなみへの意識共有が高まり、まちなみに関するルールを地域で定め、行政がルールの運用を行うことも考えられます。

「創造的未來」…新しいビジョンや新たな魅力創出による景観づくりであり、創造者^{*1}の個性が発揮される取組を「創造的未來」とします。



景観まちづくりの全体像図

*1 創造者とは、新しい景観づくりを行う者であり、行政、事業者、市民、NPO、専門家などが考えられます。

景観まちづくりに取り組む上で、5つのキーワードが挙げられます。

景観まちづくり5つのキーワード

- ① 診断…現在の景観の価値を再認識する
- ② 予防…景観が悪くならないようにする
- ③ 治療…悪くなってしまった景観を改善する
- ④ 育成…現在の景観を磨き、価値を上げる
- ⑤ 創造…より良い景観を目指し創出する